

総点検に当たって整理すべき事項

(厚生労働省)

<p>1. 監督権限に基づき実施している具体的取組 厚生労働省においては、所管公益法人に対する監督指導の具体的取組として、 統一かつ効果的な指導監督を推進するための省内連絡会議の設置 公益法人担当職員の専門性を高めるための担当者研修の実施 公益法人の検査要領を全面的に見直し、詳細なチェックリストを活用しつつ、 少なくとも3年に1回の立入検査を行うこと 検査に際し、必要に応じ、公認会計士の協力を得ること 公益法人の常勤役員の報酬の適正な水準等を示した「公益法人の役員の報酬に 関するガイドライン」を策定し、これに基づく指導監督を行うこと 等の措置を講じたところであり、今後も厳正に対処することとしている。</p>	
<p>2. 点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準</p>	対象 1, 2 6 6 法人
<p>民業圧迫・ユーザー利益の阻害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営利企業による同種の事業が著しく普及している事業を行っていないか。 ・ 総収入額に占める収益事業の割合が2分の1を超えていないか。 ・ 事業の独占又は事業に係る料金についてマスコミ等から指摘を受けていないか。 	1 0 0 × 4 6
<p>目的と活動との整合・適切な情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款・寄付行為の目的に整合しない事業等を実施していないか。 ・ 総支出額に占める管理費の割合が2分の1を超えていないか。 ・ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」で定められた業務及び財務等に関する資料を公開しているか。 	目的 3 3 × 1 2 3 3 情報公開 2 1 3 × 4 4 1 8
<p>高額な役員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の職責、法人の事業規模等を勘案し合理的と認められないにも関わらず、事務次官の報酬相当額を超える報酬を得ている役員がいないか。 ・ 特殊法人役員と比較して著しく高額な退職金を得ている役員がいないか。 	3 0 × 3 5
<p>委託先・発注先選定の公正性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の委託先・発注先との契約年数が連続して5年を超えていないか。 ・ 当該委託先・発注先について、親族が経営しているなど特別な関係にないか。 	3 1 0 × 4 4
<p>その他の点検項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団法人につき、評議員(会)制度が設置されている(又はその予定がある)か。 ・ 一定規模以上の法人につき、外部監査を受けているか。 ・ 補助金等を交付している法人につき、当該支出が目的に照らし適切か、また会計処理の方法は適切か。 	6 7 × 7 3 1 5 9

注：厚生労働省の判断の表示

：問題が認められない。 ：問題の有無について詳細を調査中。 ：問題が認められたが、直ちに措置。 ×：問題が認められ、現在措置中。 ：問題が認められ、現在対応について検討中。